

堺市 北区役所 ESCO 事業質疑回答書（提案募集要項）

No	分類	頁	項目	内容	回答
1	提案募集要項	2	改修必須設備	「空調熱源システムの高効率化」とは熱源本体と冷却塔を更新することが必須と考えて宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
2	提案募集要項	5	応募に関する留意事項	「1応募者は、1つの提案しか行うことができない。」とのことですが、補助金有無の提案はこの限りでないと考えて宜しいでしょうか？ 別々の提案を行う場合、各提案書は補助金有無の記載が各フォーマットにございません（様式第12号の1 a.事業収支計画書除く）が、事業者が各自フォーマットに記入して対応するということが宜しいでしょうか？	補助金【有】1種類、補助金【無】1種類毎で1つの提案とし、補助金【有】【無】の両方の提案を必須とします。なお、各様式の右上部に補助金【有】又は【無】を記載してください。
3	提案募集要項	11	提案に関する事項	改修工事に使用する光熱水費は、無償提供されるという考えで宜しいでしょうか？	工事用の電力、上下水道の利用は有償で可能とします。なお、施設内で指定するトイレの使用は可能で、仮設トイレの準備は不要です。
4	提案募集要項	11	提案に関する事項	石綿使用は無いと考えて宜しいでしょうか？（ウォークスルー時の事業者での判断は出来ません。）	平成12年2月竣工のため、アスベストを含有した資材が使用されている可能性があります。大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を必ず行い、調査結果等を発注者に書面にて説明してください。アスベストを含有した資材の使用が確認された場合は、発注者の指示に従い、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づき、アスベスト飛散防止、除去、処分等を行うものとしてください。なお、これらの費用については、本市で負担します。
5	提案募集要項	13	ESCO サービス料の支払い等	固定資産税は ESCO サービス期間中支払義務が発生すると考えて宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
6	提案募集要項	14	運転及び維持管理に関する事項	ESCO設備のフロン排出抑制法に関わる簡易点検は、日常点検の範囲のため堺市様で実施頂くと考えて宜しいでしょうか？	応募者からの提案によるものとします。優先交渉権者となった場合は、詳細協議において本市との協議により決定するものとします。 なお、ビル用マルチエアコン等の個別空調は、本 ESCO 事業では対象外としております。

7	提案募集要項	14	運転及び維持管理に関する事項	「事業者が自己の負担で入らなければならない保険」とは、事業者が判断し、それを堺市様が承認されるということで宜しいでしょうか？	保険の付保は長期にわたる ESCO 事業期間中で、少なくとも予見不可能なリスクを保全すること目的としているため、本市と協議のうえ定めます。
8	提案募集要項	15	本市と事業者との責任分担	「事業者が責任を負うべき事項で、本市が責任を負うべき合理的な理由があるものや現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。」とありますが、最終的には堺市様と ESCO 事業者で合意した ESCO サービス契約書が優先されるという理解で宜しいでしょうか。	本市と協議のうえ決定します。
9	提案募集要項	20	作成要領	両項目内の「契約概要書及び主な契約内容（保証の内容等）の説明書」とのことですが、各様式に主要な契約概要が網羅されているため、具体的にどのような内容を記載するのかをご教示ください。 (契約内容は機密情報のため、各様式以上の記載が難しい内容もございます。)	各契約書における契約年月日と契約者の押印部分のコピーの提出とします。あくまで、履行証明に必要なためです。
10	提案募集要項	20	ESCO 提出時の提出書類	こちらは自由書式で記載と考えて宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
11	提案募集要項	22	作成要領	上下水道使用量の二酸化炭素排出係数について、ご教示ください。	上下水道使用に伴う二酸化炭素排出量の算定は対象外です。
12	提案募集要項	22	作成要領	「更新する空調熱源が電気式の場合、契約電力に十分配慮するものとする」とありますが、現在の契約電力を超えないようにするという考え方で宜しいでしょうか？	単なる注意喚起です。
13	提案募集要項	24	ESCO 提案のプレゼンテーション・ヒアリングに係る電子データ	作成枚数の観点から、プレゼンテーション時間及びヒアリング時間をご教示ください。	プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分を予定しております。
14	提案募集要項	24	配布資料	図書館や区役所、保健センターなど 3 つのセクションの開館時間と閉館時間、空調開始時間と空調停止時間、休館日、冷房期間と暖房期間、熱源送水温度、各部屋毎の照明点灯時間が分かる資料も省エネ試算のため、配布をお願いします。	現場ウォークスルー調査時に提示します。また、熱源送水温度は、今夏の製造熱量等を測定していますので、本結果を現場ウォークスルー調査時に提示します。

15	提案募集要項	25	詳細設計時の留意事項	詳細設計については、公共工事標準仕様書と機能的に同等程度の設計と記載されていますので、堺市様の承諾を得れば機能的に同等な民間仕様でもよいと考えて宜しいでしょうか？	公共工事標準仕様書と機能的に同等程度の設計になります。
16	提案募集要項	27	照明改修仕様書	撤去した安定器に PCB の混入が確認された場合、事業者は堺市様に対象機器を返納するというので宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
17	提案募集要項	29	照明改修仕様書	照度計算の対象室の箇所数についてご教示ください。	提案内容にある改修する照明設備が設置されている部屋が対象になります。
18	提案募集要項	29	照明改修仕様書	「試験設置を求めることがある」とのことですが、対象部屋と何本程度の導入を想定されているかをご教示ください。（試験設置器具は補助対象外になるため）	2 階執務室、12 台を予定しています。ただし、場所や本数は変更する可能性があります。
19	契約書（案）	—	—	契約終了後の処理について、設備の撤去費はサービス料に含まなくてよいという理解で宜しいでしょうか。	ESCO 事業終了後の設備の扱いについては、簿価並びに撤去費用を考慮しない方法で計算することとします。
20	契約書（案）	—	第 18 条第 8 項	発注者、受注者双方の責でない場合の復旧調整費用の負担については、両社協議にて決定するという理解で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
21	契約書（案）	—	第 45 条、第 46 条	14 日以内に協議が整わない場合については発注者が定められますが、合意できない内容を発注者が受注者へ強制するものではないという理解でよろしいでしょうか。	14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定めます。
22	契約書（案）	—	第 63 条	合意に基づく金額というのは、E S C O 設備を受注者が発注者に譲渡するために必要な金額を前提としているという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。